

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	円山総合運動場陸上競技場保全業務
発 注 課	スポーツ部施設課
選 定 事 業 者	日本体育施設㈱北海道営業所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
日本陸上競技連盟が定める「陸上競技場公認に関する細則」において、「舗装を一部改修するときは、舗装材は、既存の舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする。」と規定している。 また、既存の舗装材は、製造メーカーである上記業者以外に供給されていないため、材料の調達及び当該舗装材を用いた舗装は上記業者以外では不可能である。 よって、第2種公認競技場の公認を受けている当該施設の保全は、上記業者以外に実施できる者がいないため、上記業者を特命とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決 定 日	令和6年9月9日
-------	----------